

# 注意・警戒情報



## 新成人を狙うエステ

来月から  
成年年齢  
引下げ！

## などの高額契約に注意！

### 相談事例

インターネットで脱毛の体験ができるエステの広告を見つけ、店舗に行った。体験後、全身脱毛には総額32万円かかると説明された。「当日契約ならお得」「分割払いなら月々の支払いが少なく安心」「化粧品とセットで購入すると2万円安くなる」と言われ、つい契約をしてしまった。解約したい。



- 「今日契約すればお得」などと急かされても、その場で契約・施術せず落ち着いてよく考えましょう！
- 「お金がない」なら「契約しない」ときっぱりと断りましょう！

◆ 脱毛エステ・痩身エステなどの「エステティックサービス」に関する相談や、包茎手術・二重手術などの「美容を目的とした医療サービス」に関する相談は、20歳になると大幅に増える傾向があります。

◆ 「お試し100円」などの広告を見て店舗に行き、「今日ならお得」「分割だから安心」などのセールストークによって高額な契約をしてしまうケースがあります。



◆ トラブルが起こった場合だけでなく、不安なことや疑問に感じたことがあれば、まずは身近な消費生活相談窓口にご相談ください。

◆ 新成人が巻き込まれやすいトラブルについて、次の情報サイトで紹介していますのでご覧ください。

保護者向け  
情報サイト



若者向け  
情報サイト



※上記エステの事例も動画でご覧いただけます。



消費生活課 ニャン吉

消費生活相談は

消費者ホットライン

☎局番なし

188

(身近な消費生活相談窓口につながります。)

国民生活センター  
公式LINE  
のご案内はこちら



## 「悪質な訪問販売 撲滅！ かながわ宣言」について

県では、悪質な訪問販売を防ぐため、事業者団体と連携し事業者による法令遵守のための自主的な取組みを支援するとともに、高齢者や見守る方への消費者教育を推進しています。また、不当な勧誘行為を行う事業者を、消費生活条例や特定商取引法に基づき指導しています。



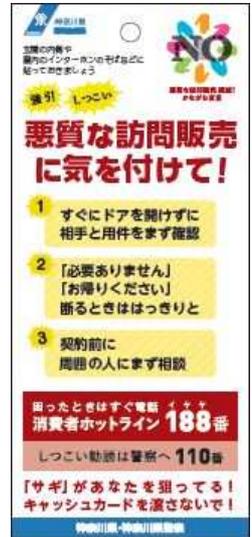
悪質な訪問販売 撲滅！  
かながわ宣言

### ◆注意喚起シールや啓発チラシをご活用ください！

悪質な訪問販売から自分や家族を守るため、玄関の内側や室内のインターホンのそばなどに貼っていただく注意喚起シールとチラシを配布しています。

是非ご活用ください。

- 配布場所：神奈川県消費生活課内（かながわ県民センター6階）、  
県内各市町村消費生活センターなど
- 郵送をご希望の方は下記までお問合せください。※数に限りがあります。  
神奈川県消費生活課指導グループ 電話：045-312-1121（代表）



<注意喚起シール>

### ◆具体的な取組内容はホームページをご覧ください。

HP



「早い者勝ち！ 期間限定価格と思ったら、一年以上期間限定価格で提供されていた。」

「国産有名ブランド牛と思ったら本当は海外産の牛肉だった。」

という表示を見たことはありますか？

この表示の何がいけないの？



説明するニャ！ 消費者は、品質や価格などから、商品やサービスを選ぶニャ！ だけど、品質や、価格について実際のものより著しく優良又は、有利であるとみせかける表示は、消費者に質のよくない商品やサービスを選択させてしまい、それにより不利益をこうむるおそれがあるニャ！ そのような不当表示から消費者の利益を保護するための法律が「不当景品類及び不当表示防止法」というんだニャ！ 「景品表示法」や「景表法」と略して呼ぶこともあるニャ！

## 不当表示を見かけたら、悪質商法目安箱へ！！

県では、不当な表示を行っている事業者の情報提供を受け付けています。頂いた情報は、法令違反等の調査のために使用させていただきますので、次のHPに証拠となる表示物の写真や携帯画面等のスクリーンショットを添付のうえ、情報提供をお願いします。

HP



困ったときは、一人で悩まず地元市町村の消費生活相談窓口にご相談しましょう

くらし安全防災局くらし安全部消費生活課（かながわ中央消費生活センター）相談第二グループ

消費生活課ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/r7b/index.html>

Facebook（かながわの消費生活） <https://www.facebook.com/kanagawa.shouhi/>

Twitter（かながわ中央消費生活センター） [https://twitter.com/kanagawa\\_shouhi](https://twitter.com/kanagawa_shouhi)

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2 電話：045-312-1121（代表）／FAX:045-312-3506



神奈川県



悪質な訪問販売 撲滅！  
かながわ宣言